

国立国会図書館

二院制諸国における選挙制度・任命制度

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 861 (2015. 3. 27.)

はじめに

I 上院議員を主に直接選挙により選出する国

II 上院議員を間接選挙・任命等により選出する国

おわりに

- OECD 加盟国のうち二院制を採用する各国から、欧米を中心に 16 か国を取り上げ、各国ごとに両院の選挙・任命制度等及び法案審議に係る両院の権限関係をまとめた。
- 下院の選挙制度は、各国ごとに多様な制度設計がなされているものの、直接選挙という大枠では共通している。上院の選出方法は、直接選挙を採用する国、もっぱら間接選挙等による国など様々である。
- 両院の権限関係は、上院が直接選挙による場合、州代表の性格を有する連邦制の上院であれば、概ね両院対等であるが、単一国家においては、下院が優越する国も見られる。上院が間接選挙等による場合は、多くの国において下院が優越する。

国立国会図書館

調査及び立法考査局政治議会課

なす としき
(那須 俊貴)

第 8 6 1 号

はじめに

我が国の選挙制度は、衆議院が小選挙区比例代表並立制であり、参議院が選挙区制と比例代表制の組み合わせ方式である。衆議院では平成8年の第41回総選挙から、従来の中選挙区制に代えて、現行制度で選挙が実施されている。参議院では昭和58年の第13回通常選挙から、それまでの地方区制と全国区制が、選挙区制と拘束名簿式比例代表制に代わり、さらに平成13年の第19回通常選挙からは、選挙区制と非拘束名簿式比例代表制となった。現行制度に基づく選挙を重ねる中、衆議院、参議院ともに選挙制度の在り方を巡る議論が行われている。

本稿は、OECD加盟国のうち二院制を採用する各国から、欧米を中心に16か国を取り上げ、各国ごとに両院の選挙・任命制度等をまとめて、我が国における選挙制度を巡る議論の参考に供することを目的とする。また、二院制を採用する各国における、両院の選挙・任命制度等の在り方は、両院の権限関係と密接な関係を有する。そこで、本稿では、各国の選挙・任命制度等に加えて、通常の法案審議に焦点を当てて、憲法規定を中心に両院の権限関係についても各国ごとにまとめることとする¹。

以下Iで、我が国と同様に上院議員を主に直接選挙により選出する国々を取り上げ、IIで、上院議員を間接選挙や任命等により選出する国々についてまとめる。各国ごとに可能な限り、①両院の選挙・任命制度等の概要、②選挙制度の類型や定数配分等に関する憲法規定、③憲法規定を中心とした通常の法案審議における両院関係の順に記述する²。最後に各国の選挙・任命制度等を一覧表にして掲げる。

I 上院議員を主に直接選挙により選出する国

1 アメリカ

下院は、定数が435人で任期は2年、単純小選挙区制である³。上院は、定数が100人で、各州から2人ずつ選出され⁴、任期は6年、2年ごとに約3分の1ずつ改選される⁵。上院の

* 本稿のインターネット情報は、原則として2015年2月23日現在のものである。

¹ 両院の権限関係には、予算審議や条約審議等、通常の法案審議のほかにも様々な局面が存在するが、本稿では原則として通常の法案審議を取り上げる。

² 以下の記述は、三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度」『レファレンス』671号、2006.12、pp.68-97。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999787_po_067106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>; 三輪和宏「諸外国の上院の議員定数配分」『レファレンス』691号、2008.8、pp.73-104。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999651_po_069104.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>; 三輪和宏『諸外国の上院の選挙制度・任命制度』（調査資料2009-1-a 基本情報シリーズ4）国立国会図書館調査及び立法考査局、2009。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_116639_5_po_200901.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>; 佐藤令「諸外国の選挙制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』721号、2011.8.25。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050467_po_0721.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>; 阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集 第4版』有信堂高文社、2009; 高橋和之編『新版世界憲法集 第2版』岩波書店、2012; 初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第3版』三省堂、2014; Dieter Nohlen et al., eds., *Elections in Europe*, Baden-Baden: Nomos, 2010を中心に、各国の議会や選挙管理委員会、内務省等政府機関のウェブサイトを含め、各種資料を参考にした。

³ 一部の州で小選挙区2回投票制もある。

⁴ 上院は各州の代表と位置付けられる。武田興欣「議会」久保文明編『アメリカの政治 増補版』弘文堂、2011、p.71。

⁵ 実態としては、議員数の少なさや任期の長さ等から、上院議員の方が下院議員よりも政治的地位が高いとされる。廣瀬淳子『アメリカ連邦議会』公人社、2004、p.35。

選挙時には各州 1 人を選出する州単位の単純小選挙区制となり⁶、選挙がある約 3 分の 2 の州と選挙がない約 3 分の 1 の州に分かれる。上院の改選は、下院選挙と同時に行われる。

連邦憲法は、下院の定数配分について、各州に 1 議席を保障した上で、人口比例により各州に定数配分する旨を規定している（連邦憲法第 1 条第 2 節第 3 項及び修正第 14 条第 2 節）。一方、上院については、人口の多寡にかかわらず、各州の定数を 2 人と定めている（連邦憲法第 1 条第 3 節第 1 項及び修正第 17 条第 1 項）。このように、下院の定数が各州の人口に比例し、上院の定数が各州同数とされたのは、連邦憲法の制定過程において、人口の多い州と少ない州の間の妥協を図る必要性があったためであるとされる⁷。

法案審議において両院はほぼ対等である。両院協議会において両院間の意思の調整が図られる。

2 イタリア

下院は、定数が 630 人で任期は 5 年、解散がある⁸。原則として州単位の大選挙区（比例区）26 区（総数 617 人、各 3～45 人）、小選挙区 1 区、在外選挙区 4 区（総数 12 人）から成る、プレミアム付きの拘束名簿式比例代表制を中心とする制度である⁹。上院は、公選部分の定数が 315 人で任期は 5 年、解散がある。州単位の大選挙区（比例区）18 区（総数 301 人、各 2～49 人）、小選挙区 6 区と全州単位 1 区（定数 1 人）から成る州、小選挙区 1 区から成る州、在外選挙区 4 区（総数 6 人）を含む、プレミアム付きの拘束名簿式比例代表制を中心とする制度である¹⁰。通例、両院の選挙は同時に行われる。上院には公選議員のほか、数名の終身議員が存在する¹¹。

憲法は、下院について、在外選挙区を除き各選挙区の人口に比例して定数を配分する旨を規定している（憲法第 56 条第 4 項）。上院については、在外選挙区を除いて州を基礎として選出する旨を、及び原則として各州に最低 7 議席¹²を保障した上で、在外選挙区を除

⁶ 一部の州で小選挙区 2 回投票制もある。

⁷ 阿部竹松『アメリカ憲法 第 3 版』成文堂、2013、pp.30-34。

⁸ 2013 年 12 月に、憲法裁判所が両院の選挙制度を違憲と判断したが、本稿執筆時点で両院の新たな選出方法は議会で審議中のため、以下では従前の制度の概要を記述することとする。違憲判断の内容等については、芦田淳「統治機構改革の行方」『論究ジュリスト』9 号、2014 春、pp.128-129 を参照。

⁹ 大選挙区（比例区）では、有権者は 1 票を選挙区単位の政党名簿に投票する。その後、各政党の全国得票に従い、各政党に全国レベルで議席を比例配分する。最多得票の政党が 340 議席以上獲得した場合は、そのまま議席数が確定する。340 議席未満の場合は、最多得票の政党に 340 議席を与え（617 議席の約 55%のプレミアム）、他の政党は、残りの 277 議席から議席の比例配分を受ける。全国レベルの議席数を算出後、選挙区レベルの議席数を計算し、各選挙区における政党名簿の上位から、配分議席分の候補者が当選する。阻止条項があり、全国で得票率 10%以上かつ属する政党の少なくとも 1 つが全国で得票率 2%以上である政党連合や、全国で得票率 4%以上の単独政党等が議席配分の対象となる。

¹⁰ 大選挙区（比例区）では、有権者は 1 票を選挙区単位の政党名簿に投票する。その後、選挙区ごとに各政党に議席を比例配分する。定数 2 の州を除く 17 の選挙区では、最多得票の政党の獲得議席が、当該選挙区の定数の 55%未満の場合、当該政党に当該選挙区の定数の 55%の議席を与える（プレミアム）。他の政党は、残りの議席から比例配分を受ける。各選挙区における政党名簿の上位から、配分議席分の候補者が当選する。阻止条項があり、州ごとに、得票率が、20%以上かつ属する政党の少なくとも 1 つが得票率 3%以上の政党連合や、州ごとに、得票率が、8%以上の単独政党等が議席配分の対象となる。

¹¹ 社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名誉を高めた市民で大統領により任命された者（5 人まで）と、元大統領が終身議員となる（憲法第 59 条）。2015 年 1 月現在、大統領による任命が 4 人、元大統領が 2 人である。

¹² 例外として 2 議席の州と、1 議席の州が 1 州ずつある。

き各州の人口に比例して定数を配分する旨を定めている（憲法第 57 条）。

法案審議において、両院は対等である¹³。

3 オーストラリア

下院は、定数が 150 人で任期は 3 年、解散があり、選択投票制¹⁴である。上院は、定数が 76 人である。全 6 州は定数が各 12 人で、首都特別地域及び北部特別地域は定数が各 2 人となっている。任期は 6 年¹⁵である。上院は、原則 3 年ごとに半数が改選されるが、両院が同時に解散される場合があり、その際は全員改選される¹⁶。通例、上院の半数改選は、下院選挙と同時にされる。上院は、単記移譲式比例代表制¹⁷である。

連邦憲法は、下院の定数を可能な限り上院の 2 倍とすると規定した上で、各州の下院議員の定数について、各州の人口に比例させる旨を定めている（連邦憲法第 24 条）。ただし、各基本州¹⁸は少なくとも 5 人の下院議員を選出する（連邦憲法第 24 条）。他方、上院については、各州を代表する議員で組織すると規定し、各基本州の定数を同数としている（連邦憲法第 7 条）¹⁹。これは、連邦憲法の制定過程において、人口の少ない州が、人口の多い州による議会の支配を懸念したためであり、各州同数の議員から成る上院を有する、アメリカの連邦憲法の影響を受けたとされる²⁰。

下院が可決した法案に対する上院の対応が、①否決、②可決せず、③下院の意思に反する修正のいずれかであって、3 か月経過した後、下院が再度可決したにもかかわらず、上院の対応が①～③のいずれかであった場合には、総督は、両院を同時に解散することが

¹³ 両院の選挙は同時に行われ、選挙制度がある程度類似しているものの、プレミアムの単位が、下院は全国単位、上院は州単位と異なることなどから、各院で同じ選挙結果になるとは限らない。両院の権限が対等なため、両院の構成が異なると深刻な問題となる。芦田淳「イタリア 2013 年総選挙の結果と選挙法の課題」『外国の立法』no.255-1, 2013.4, pp.6-7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8196095_po_02550102.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

¹⁴ 有権者は、選挙区（小選挙区が 150 区）の候補者に順位を付して投票する。有効投票総数の過半数の第 1 順位票を獲得した候補者がいれば当選するが、該当する候補者がいない場合は、第 1 順位得票数が最少の候補者を落選とし、この候補者の票を第 2 順位に指定された各候補者に移譲する。この作業を繰り返し、有効投票総数の過半数を得た候補者が出れば当選する。

¹⁵ ただし、特別地域選出議員の任期は下院議員と同じである。

¹⁶ 両院の同時解散を受けて全員改選された場合は、各州の当選者のうち、得票数で上位半数の者が任期 6 年に、下位半数の者が任期 3 年になる。

¹⁷ 有権者は、選挙区の候補者に順位を付して投票する。一定の当選基数（（有効投票総数÷（定数+1））の商の整数部分+1）以上の第 1 順位票を得た候補者が当選する。当選人の得票のうち、当選基数を超えた分である超過票を、投票者が第 2 順位とした候補者に移譲し、当選基数に達する候補者が当選する。超過票が存在しない場合は、最下位の候補者を落選とし、この候補者の票を、投票者が第 2 順位とした候補者に移譲し、当選基数に達する候補者が当選する。当選者が定数に達するまでこれらの手順を繰り返す。なお、投票に際してはグループ投票チケットという制度が採用されている。これは、選挙区の候補者に順位を付す代わりに、政党を一つ選択することにより、当該政党があらかじめ定めていた候補者の順位による投票がなされるとみなす制度である。2013 年の選挙では、この方法による投票が 96.49% を占めた。オーストラリア選挙管理委員会ウェブサイト <<http://results.aec.gov.au/17496/Website/SenateUseOfGvtByState-17496.htm>>

¹⁸ 基本州とは、連邦設立時以来の、ニューサウスウェールズ、ヴィクトリア、南オーストラリア、クイーンズランド、タスマニア、西オーストラリアの 6 州を指す。現在、オーストラリアには、この 6 州と首都特別地域及び北部特別地域がある。

¹⁹ 上院は州代表と位置付けられているものの、実際には、党派政治が見られるとされる。岩崎美紀子『二院制議会の比較政治学』岩波書店, 2013, pp.66-67.

²⁰ Parliament of Australia, “Origins of the Senate,” Senate Brief No.9, February 2013. <http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Senate/Powers_practice_n_procedures/Senate_Briefs/Brief09>

できる。同時解散後、下院が再度法案を可決したにもかかわらず、上院の対応が①～③のいずれかであった場合には、総督は、両院議員から成る合同会議を招集できる。法案が合同会議において両院議員の総数の過半数によって承認された場合には、両院を通過したものとみなされる（連邦憲法第 57 条）²¹。

4 スイス

下院は、定数が 200 人で任期は 4 年、主に自由名簿式比例代表制²²であるが、一部単純小選挙区制である。大選挙区（比例区）が 20 区（定数 2～34 人）²³、小選挙区が 6 区あり、いずれも州を単位としている。上院は、定数が 46 人で任期は 4 年、直接選挙であるが、選挙制度は州ごとに異なる。全 26 州のうち、6 州の定数が各 1 人、20 州の定数が各 2 人である。

連邦憲法は、下院について、比例代表制を採用し、各選挙区が州単位であること、州の人口に比例した定数配分を行うが、各州は少なくとも 1 議席を有することを規定している（連邦憲法第 149 条）。上院については、州を代表する議員から構成される旨を規定し、各州の定数配分（6 州が定数 1 人、20 州が定数 2 人）を定めている（連邦憲法第 150 条）。このような二院制はアメリカの連邦議会をモデルにしたとされる²⁴。

法案審議において両院は対等である。法案について両院の議決が不一致の場合は、一致するまで両院間を往復する。各院で 3 回ずつ審議しても不一致の場合は、両院協議会により調整が図られる（議会法第 89 条、第 91 条等）。

5 スペイン

下院は、定数が 350 人で任期は 4 年、解散があり、拘束名簿式比例代表制²⁵であるが、一部単純小選挙区制である。県単位の大選挙区（比例区）50 区（定数 2～36 人）と、小選挙区 2 区から成る²⁶。上院は、定数が 266 人で任期は 4 年、直接選挙により 208 人を選出し、自治州議会による間接選挙で 58 人を選出する。上院の直接公選部分は、原則として県

²¹ 1901 年の連邦結成以来、同時解散が行われたのは 6 回、合同会議が招集されたのは 1 回のみである。この一連の制度は時間がかかり、選挙にもリスクがあるため、実際には、説得や妥協といった手法で法案の成立を確保することが多いとされる。Cheryl Saunders, *The Constitution of Australia*, Oxford; Portland, Or.: Hart Publishing, 2011, pp.125-128; 杉田弘也「オーストラリアの二院制」『北大法学論集』64 巻 6 号, 2014, pp.2250-2219.

²² 有権者は、選挙区単位で 1 つの政党名簿を選択して、選挙区定数以下の票を投票することができる。同一候補者に 2 票まで投じることや、同一選挙区の他の政党名簿の候補者に投票すること、政党名簿に登載されている特定の候補者を削除すること等も可能である。また、白紙の投票用紙を選択して任意の政党名簿の候補者を記載すること等もできる。候補者への投票は当該候補者の所属政党への投票とされる。また、選択した政党名簿について、定数未満の候補者に投票されている場合、定数との差分は、当該政党への投票となる。これらを合計した政党の総得票に応じて、選挙区ごとに各政党に議席を配分し、政党名簿ごとに、配分議席に達するまで得票の多い候補者の順に当選者を決定する。

²³ 次回の総選挙から、最大の選挙区の定数が 35 人となる。

²⁴ ワルター・ハラ（平松毅ほか訳）『スイス憲法』成文堂, 2014, pp.7, 92-93.

²⁵ 有権者は、1 票を選挙区単位の政党名簿に投票する。選挙区ごとに政党名簿の得票に応じて各政党に議席配分を行い、名簿順位の上位から配分議席分の候補者が当選する。阻止条項があり、各選挙区で得票率が 3%以上の政党が議席配分の対象となる。

²⁶ このように主に比例代表制を採用しているが、各選挙区の規模が小さいこと等から比例性が低いとされる。この点につき、極端な多党分立が回避される等、肯定的な評価も存在する。Victor Ferreres Comella, *The Constitution of Spain*, Oxford: Hart Publishing, 2013, pp.93-96.

単位の選挙区から成り、制限連記制を中心とし、一部に完全連記制、単純小選挙区制がある²⁷。通例、上院の直接公選議員の選挙は、下院選挙と同時に終わる。

憲法は、下院について、原則として県を選挙区の単位とし、各選挙区に最低限の定数配分²⁸を保障した上で、残りの定数を人口に比例して配分すると規定している（憲法第 68 条第 2 項）。また、各選挙区において、比例代表制に基づき選挙を行うと定めている（憲法第 68 条第 3 項）。上院については、地域代表の院と位置付けた上で、直接公選議員について原則として各県に 4 人ずつ定数を配分し、自治州議会選出議員については、各州に 1 人を配分した上で、住民 100 万人ごとにさらに 1 人ずつを加えた定数とする旨を規定している（憲法第 69 条）。

政府提出法案が下院を通過した場合、上院は、法案受領後 2 か月（政府又は下院が法案の緊急性を宣言した場合には 20 日）以内に否決又は修正をすることができる（否決の場合には総議員の過半数が必要）。下院は、上院が否決した場合には、総議員の過半数による再議決により（上院の法案受領後 2 か月が経過した場合には、単純過半数による再議決により）、上院が修正した場合には、単純過半数により可決又は否決をした後、国王の裁可を求めることができる（憲法第 90 条）。

6 チェコ

下院は、定数が 200 人で任期は 4 年、解散があり、非拘束名簿式比例代表制²⁹である。原則として県を単位とする大選挙区 14 区（定数 5～25 人）から成る。上院は、定数が 81 人で任期は 6 年、2 年ごとに 3 分の 1 ずつ改選され、小選挙区 2 回投票制³⁰である。81 の小選挙区が 3 分の 1 ずつ区分され、上院の選挙時に選挙がある選挙区とない選挙区に分かれる。

憲法は、選挙制度について、下院は比例代表制、上院は多数代表制に基づくと規定している（憲法第 18 条）。

上院は、下院から送付された法案受領後 30 日以内に、①可決、②否決、③修正、④審議しない旨の宣言のいずれかを議決できる。上院が 30 日以内にいずれの議決も行わない場合は、法案は可決されたものとみなされる。上院が否決した場合は、下院の総議員の過半数の再議決により、法案は可決される。上院が修正したものの、下院が上院の修正に同意しない場合は、下院が上院への送付時点の法案を総議員の過半数で再議決することにより、法案は可決される。上院が審議しない旨を宣言した場合は、当該宣言により法案は可決さ

²⁷ 2 以上の定数に対して、定数分の候補者を選んで投票し、得票順に定数分の候補者が当選する制度が完全連記制であり、3 以上の定数に対して、2 人以上定数未満の所定の数の候補者を選んで投票し、得票順に定数分の候補者が当選する制度が制限連記制である。定数 4 の選挙区が 47 区、定数 3 の選挙区が 3 区、定数 2 の選挙区が 2 区、小選挙区が 7 区である。定数 4 の場合は 3 人までの候補者を、定数 3 及び 2 では 2 人までの候補者を、小選挙区では 1 人の候補者を、それぞれ選択する。

²⁸ 選挙法第 162 条第 2 項により、各県に定数 2 人が保障されている。

²⁹ 有権者は、1 票を選挙区単位の政党名簿に投票する。当該政党名簿の候補者に対して最大 4 票の優先投票も行える。選挙区ごとに、各政党の得票に応じて議席配分を行い、各政党の名簿順位に従って、配分議席分の候補者が当選する。ただし、各選挙区の政党ごとに、優先投票の数が所属政党の選挙区での得票の 5% 以上になる候補者が、その優先投票の数の順に、名簿順位で 1 位、2 位、3 位…となる。阻止条項があり、全国での得票率が 20% 以上の政党連合（4 党以上で構成）、15% 以上の政党連合（3 党で構成）、10% 以上の政党連合（2 党で構成）、5% 以上の単独政党が、議席配分の対象となる。

³⁰ 1 回目の投票で、過半数を獲得した候補者が当選する。過半数に届く候補者がいない場合は、上位 2 人による 2 回目の投票が行われ、比較多数を獲得した候補者が当選する。

れる（憲法第45条～第48条）³¹。

7 ポーランド

下院は、定数が460人で任期は4年、解散があり、非拘束名簿式比例代表制³²である。大選挙区41区（定数7～20人）から成る。上院は、定数が100人で任期は4年、単純小選挙区制である。下院が解散された場合、上院も解散され、同時に選挙が行われる。

憲法は、下院の選挙制度を比例代表制と規定している（憲法第96条第2項）³³。

上院は、下院から送付された法案受領後30日（緊急法案の場合は14日）以内に、可決、修正又は否決をすることができる。上院が30日以内に議決しない場合は、法案は可決されたものとみなされる。下院が可決した法案の上院による否決又は修正を下院が覆すには、総議員の半数以上の出席かつ出席議員の過半数による再議決が必要となる（憲法第121条及び第123条）。

II 上院議員を間接選挙・任命等により選出する国

1 アイルランド

下院は、定数が166人（次回の総選挙から158人）で任期は5年、解散があり、単記移譲式比例代表制³⁴である。大選挙区43区（定数3～5人）から成る³⁵。上院は、定数が60人で任期は5年である。職能別選挙により43人³⁶が、大学別選挙により6人³⁷が、首相の任命により11人が、それぞれ選出される。職能別及び大学別の上院議員の選挙は、下院解散後90日以内に行われる³⁸。上院議員の任命は、下院の解散総選挙後に選出された首相によりなされる。

憲法は、下院について、各選挙区の定数と人口との比率が、可能な限り全国均一でなければならないとしている（憲法第16条第2節第3項）。また、単記移譲式比例代表制を採

³¹ 憲法第40条により、選挙法案、両院間の関係を定める法案等については、両院対等とされる。

³² 有権者は、1票を選挙区単位の政党名簿の候補者に対して投票する。候補者への投票を所属政党への投票とみなし、選挙区ごとに、政党の得票に応じて議席配分を行う。各選挙区の政党ごとに、候補者の得票順に当選者を決定する。阻止条項があり、原則として、全国での得票率が8%以上の政党連合、5%以上の単独政党が、議席配分の対象となる。

³³ 憲法は、上院の選挙制度について直接選挙によるとしているが、より具体的な制度内容は規定していない。憲法第97条第2項。

³⁴ 有権者は、選挙区の候補者に順位を付して投票する。一定の当選基数（（有効投票総数÷（定数+1））の商の整数部分+1）以上の第1順位票を得た候補者が当選する。当選者の得票のうち、当選基数を超えた分である超過票を、超過票が当選基数と未当選候補者のうちの最高得票との差以上になる場合等一定の場合に、投票者が第2順位とした候補者に移譲し、当選基数に達する候補者が当選する。超過票が存在しない場合等は、最下位の候補者を落選とし、この候補者の票を、投票者が第2順位とした候補者に移譲し、当選基数に達する候補者が当選する。当選者が定数に達するまでこれらの手順を繰り返す。

³⁵ 次回の総選挙からは、定数158人で大選挙区40区（定数3～5人）となる。

³⁶ 内訳は、文化・教育分野から5人、農林水産分野から11人、労働分野から11人、産業・商業分野から9人、行政・社会サービス分野から7人である。下院議員、上院議員、地方議員により選出される。

³⁷ アイルランド国立大学選出議員とダブリン大学選出議員が、各3人である。両大学いずれかの学位を持つ18歳以上の国民により選出される。

³⁸ 職能別の上院議員を選出する者のうち、下院議員は新たに選挙された下院議員であり、上院議員は任期を終えることになる上院議員である。上院議員の任期は上院選挙の前日までとされている。

用し、各選挙区の定数を最低 3 人とすること等を規定している（憲法第 16 条第 2 節第 5 項及び第 6 項）。上院については、上院議員の選出方法である職能別選挙、大学別選挙、首相による任命について詳細を規定している（憲法第 18 条）。

下院が可決した法案は、上院への送付後 90 日以内又は両院の合意によるそれ以上の期間内に、上院が否決した場合、下院の意思に反する修正をした場合又は議決をしない場合は、当該期間経過後 180 日以内に下院が議決すれば、両院を通過したものとみなされる（憲法第 23 条第 1 節）。

2 イギリス

下院は、定数が 650 人で任期は 5 年、解散があり³⁹、単純小選挙区制⁴⁰である。上院は、定数がなく、終身⁴¹である。大主教及び主教の聖職貴族、首相の助言に基づき国王が任命する一代貴族⁴²、世襲貴族⁴³により構成される。2015 年 2 月現在の議員数は 789 人で、内訳は、聖職貴族が 26 人、一代貴族が 677 人、世襲貴族が 86 人である（請暇中の議員等を除く）。

下院で先議され可決された法案⁴⁴は、上院が否決又は下院の意思に反する修正をした場合、下院での第 2 読会の日から 1 年以上経過し、2 会期連続して下院が可決すれば、上院と一致しなくても成立する⁴⁵。また、与党の総選挙公約に掲げられた政策を実現するための政府提出法案を、上院では否決しないというソールズベリー慣行がある。

3 オーストラリア

下院は、定数が 183 人で任期は 5 年、解散があり、非拘束名簿式比例代表制である。地域選挙区 39 区（定数 1～9 人）、複数の地域選挙区を包含する州選挙区 9 区（定数 7～37 人）、全国選挙区の 3 段階で議席配分を行う⁴⁶。上院は、定数が 61 人で任期は不定（各州

³⁹ 2011 年議会任期固定法により、任期途中の解散事由は、下院による政権不信任決議又は自主解散決議があった場合に限定されることとなった。河島太朗「イギリスの 2011 年議会任期固定法」『外国の立法』no.254, 2012, 12, pp.4-34. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023707_po_025402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

⁴⁰ 単独安定政権の樹立や多党化の抑制といった期待されている効果が発揮されにくくなっているとの指摘がある。成廣孝「選挙：政治と政治を繋ぐしくみ」梅川正美ほか編著『現代イギリス政治 第 2 版』成文堂, 2014, pp.105-110.

⁴¹ 後述の大主教及び主教と官職指定世襲議員は、当該職にある間に限られる。

⁴² 政党推薦及び任命委員会の推薦（非政党議員）がある。

⁴³ 内訳は、上院による選出が 15 人、各党派所属の世襲貴族による選出が 75 人、官職指定が 2 人（式部長官及び紋章院総裁）である。

⁴⁴ 金銭法案と下院議員の任期を 5 年超に延長する法案を除く。

⁴⁵ 1911 年議会法により、上院は当初 2 年間法案の成立を遅らせることができたが、1949 年議会法による改正で、1 年間とされた。これら議会法の規定に基づいて、これまでに 7 本の法律が成立している。House of Commons Library, “The Parliament Acts, Standard Note: SN/PC/00675”, Last updated: 24 February 2014. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN00675/the-parliament-acts>>

⁴⁶ 有権者は、政党を選択して 1 票を投票する。併せて地域選挙区の政党名簿の候補者、州選挙区の政党名簿の候補者及び全国選挙区の政党名簿の候補者にそれぞれ 1 票を投票することができる。ただし、投票した政党と同一政党の候補者に投票しなければならない。①地域選挙区での政党の得票に応じて、地域政党名簿へ議席を配分する。地域選挙区ごとに、一定数以上得票した地域選挙区の政党名簿の候補者が、得票順に当選する。当選者数が、地域政党名簿への配分議席に達しない場合は、地域政党名簿掲載順に当選する。②州選挙区での政党の得票に応じて、州政党名簿へ議席を配分するが、州選挙区単位で①の配分議席を差し引いた分が、州政党名簿への配分議席となる。州選挙区ごとに、一定数以上得票した州選挙区の政党名簿の候補者が、得票順に当

議会議員の任期による)、各州議会により選出される。

連邦憲法は、下院について、比例代表制を採用し、人口に比例した定数配分を規定している(連邦憲法第26条)。他方、上院については、人口に応じて州を代表すると規定している(連邦憲法第34条第1項)。具体的には、最も人口の多い州から12人の上院議員を選出し、その他の州からは、当該州の人口が、最も人口の多い州の人口に占める割合に応じた上院議員を選出するとしているが、各州は最低でも定数3人を保障されている(連邦憲法第34条第2項)。州議会による上院議員の選出も、連邦憲法が規定している(連邦憲法第35条第1項)。

上院は、下院が可決した法案に対し、当該法案受領後8週間以内に異議を申し立てることができる。下院は、議員の少なくとも半数の出席の下で再議決を行い、異議を覆すことができる。上院が異議を申し立てない旨の議決をした場合又は8週間以内に異議を申し立てなかった場合は、法案は成立する(連邦憲法第42条)⁴⁷。

4 オランダ

下院は、定数が150人で任期は4年、解散があり、非拘束名簿式比例代表制⁴⁸である。原則として州単位の大選挙区20区から成る(定数は定められていない)。上院は、定数が75人で任期は4年、解散があり、州議会議員による間接選挙で選出される⁴⁹。上院の選挙は、解散の場合を除き、州議会選挙の後3か月以内に行われる。

憲法は、両院ともに比例代表制を採用し(憲法第53条第1項)、州議会議員による上院議員の選出も定めている(憲法第55条)。

上院は、法案の可否を決することができるが、修正することはできない(憲法第84条)。ただし、上院は、その意向を反映した追加の法案を政府に提出させることにより、事実上

選する。当選者数が、州政党名簿への配分議席に達しない場合は、州政党名簿登載順に当選する。③全国レベルで総定数について政党の得票に応じて、各政党に議席を仮配分する。当該仮配分議席より、①と②の配分議席の和の方が多い政党については、そのまま議席数を確定する。総定数から確定議席数を差し引き、残余の議席数について、政党の得票に応じて議席を仮配分する。当該仮配分議席が、①と②の配分議席の和より多い政党に対して、その差分を当該政党に追加配分し、一定数以上得票した全国選挙区の政党名簿の候補者が、得票順に当選する。当選者数が追加配分議席に達しない場合は、全国単位の政党名簿の登載順に当選する。阻止条項があり、全国での得票率が4%未満、かつ①の議席配分で地域選挙区の議席を獲得できなかった政党は、②と③の議席配分を受けられない。

⁴⁷ 前述のとおり、上院は州を代表する院として想定されているが、実際には、上院議員は州の利害よりも、所属する政党の意向に沿った行動を取っており、したがって、下院の多数党が上院の多数を得ているか否かが、立法過程等における上院の権限行使の程度を規定するとの指摘がある。Manfred Stelzer, *The Constitution of the Republic of Austria*, Oxford: Hart Publishing, 2011, pp.74-76, 83-84.

⁴⁸ 有権者は、1票を選挙区単位の政党名簿の候補者に対して投票する。政党は各選挙区に同一の名簿を提出することも可能で、多くの場合、各選挙区の名簿は重複部分がある(特に第1順位の候補者)。候補者への投票を当該候補者が所属する政党への投票とみなし、各選挙区における政党の得票を全国で集計する。全国での政党の得票に応じて、各政党に議席配分を行う。政党ごとに、選挙区での得票に応じて、選挙区の各政党名簿へ議席を配分する。各政党名簿において、全国における有効投票総数を定数150人で除して0.25を乗じて得られる票数を超える得票をした候補者の中から、得票順に当選者を決定する。当選者数が、配分議席に達しない場合は、残りの候補者は名簿登載順に当選する。複数の選挙区で当選した候補者は、最も多く得票した選挙区から選出される。阻止条項があり、全国における有効投票総数を定数150人で除した商以上の得票の政党が、議席配分の対象となる。得票率にして約0.67%に相当する。このようなオランダの選挙制度は、比例性が特に高いとされる。Rudy B. Andeweg and Galen A. Irwin, *Governance and Politics of the Netherlands*, 3rd ed., Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2009, pp.96-102.

⁴⁹ ただし、上院は、州の代表ではないとされる。ibid., p.148.

の修正権を行使することがあるとされる⁵⁰。

5 カナダ

下院は、定数が 308 人（次回の総選挙から 338 人）で任期は 4 年、解散があり、単純小選挙区制である。上院は、定数が 105 人（総督による 4 人又は 8 人の増員が可能だが、上限は 113 人）で、終身（75 歳定年）である。上院議員は、任命制であり、首相の推薦に基づき総督が任命する。

憲法は、下院について、10 年ごとの人口調査に応じた州ごとの定数配分の見直しを規定している（1867 年憲法第 51 条第 1 項）。各州は、当該州の上院議員数を下回らない数の下院議員を選出し（1867 年憲法第 51A 条）、各準州は 1 人ずつ下院議員を選出する（1867 年憲法第 51 条第 2 項）⁵¹。上院については、カナダの 4 つの区域ごとの定数及び各州・準州ごとの定数を定めている（1867 年憲法第 22 条）⁵²。

法案審議において両院はほぼ対等である。しかし、上院が、下院が可決した法案を否決し又は下院の意に反する修正を行うことは少ないとされる⁵³。両院協議会は、1947 年以來開催例がない。両院間の行き詰まりを打開するため、前述の 4 人又は 8 人の上院議員の追加が可能である⁵⁴。

6 スロベニア

下院は、定数が 90 人で任期は 4 年、解散があり、非拘束名簿式比例代表制で 88 人が、少数民族枠で 2 人⁵⁵が、それぞれ直接選挙で選出される。比例代表制部分は、8 つの選挙区（定数各 11 人）から成る⁵⁶。上院は、定数が 40 人で任期は 5 年、間接選挙により、職能代表として 18 人⁵⁷が、地域代表として 22 人⁵⁸が、それぞれ選出される。

⁵⁰ Andeweg and Irwin, *op.cit.*(48), p.149.

⁵¹ ユーコン準州、北西準州、ヌナブット準州の 3 準州がある。

⁵² 4 つの区域とは、①オンタリオ州、②ケベック州、③ノヴァ・スコシア州（10）、ニュー・ブランズウィック州（10）、プリンス・エドワード・アイランド州（4）、④マニトバ州（6）、ブリティッシュ・コロンビア州（6）、サスカチュワン州（6）、アルバータ州（6）である。①～④の各区域における上院議員の定数は、いずれも 24 人とされ、③及び④の各州には、括弧内の定数が配分される。また、これらの州のほかに、ニューファンドランド・ラブラドール州には 6 人、ユーコン準州、北西準州、ヌナブット準州には、それぞれ 1 人、定数が配分される。アメリカの上院のような各州同数の定数配分は、連邦政府の犠牲のもと、州政府に過大な権限を与えていると考え、各州同数の定数配分ではなく、区域ごとに同数の定数配分としたとされる。ジョン・セイウェル（吉田善明監修・吉田健正編訳）『カナダの政治と憲法 改訂版』三省堂、1994、p.25.

⁵³ 会期が終了するまでに法案を採択しないことにより、成立を阻止することがあるとされる。Eugene A. Forsey, *How Canadians Govern Themselves*, 8th edition, Ottawa: Library of Parliament, 2012, pp.33-34. <http://www.parl.gc.ca/about/parliament/senatoreugeneforseys/book/assets/pdf/How_Canadians_Govern_Themselves8.pdf>

⁵⁴ 1990 年に 1 度だけ発動されたことがある。 *ibid.*, p.33.

⁵⁵ イタリア系とハンガリー系から各 1 人である。

⁵⁶ 8 つの選挙区は、それぞれ 11 の地区に区分される。有権者は、当該地区の候補者に対して投票する。候補者の得票は、所属政党の得票とみなされ、選挙区ごとに得票数に応じて、各政党に議席が配分される。配分しきれなかった議席については、全国単位での得票数等を踏まえて各政党に配分され、各政党内で各選挙区へと配分される。選挙区内の各地区における各候補者の得票率の順に、各政党の当選者を決定する。したがって、選挙の結果、ある地区からは、複数の候補者が当選し、ある地区からは、当選者が出ない可能性がある。阻止条件があり、全国での得票率が 4%以上の政党が、議席配分の対象となる。

⁵⁷ 内訳は、雇用者代表が 4 人、被用者代表が 4 人、農業・手工業・小売業等代表が 4 人（農業 2 人、手工業・小売業 1 人、その他 1 人）、非商業分野代表が 6 人（大学等、教育等、調査研究、文化・スポーツ、医療、社会

憲法は、下院の少数民族枠以外の議員の選挙制度について、比例代表制を採用している（憲法第 80 条第 5 項）。他方、上院を社会的、経済的、職能的、地域的な利害を代表する院と位置付け、職能代表議員及び地域代表議員の定数について規定している（憲法第 96 条）。

上院は、下院を通過した法案の公布前に、下院に対して再審議を求めることができる。下院が総議員の過半数で再議決すれば、法案は成立する（憲法第 91 条第 2 項及び第 97 条第 1 項）。

7 ドイツ

下院は、定数が 598 人⁵⁹で任期は 4 年、解散がある。小選挙区比例代表併用制⁶⁰を採用しており、小選挙区の数は 299 区である。上院は、定数が 69 人で、各州政府が所定の数の州政府構成員を議員に任命する。任期は、各州政府の在任期間による。

基本法⁶¹は、上院を州が連邦の立法等に協力する場と位置付けている（基本法第 50 条）。各州は少なくとも 3 票、人口 200 万人以上の州は 4 票、人口 600 万人以上の州は 5 票、人口 700 万人以上の州は 6 票の表決権を有し、州政府が票数と同数の州政府構成員を議員に任命できると規定している（基本法第 51 条）⁶²。各州の表決権は、それぞれ一括して行使される（基本法第 51 条第 3 項）。

上院の同意を要する法律（州の利害に関する法律等）について、下院が法案を可決したにもかかわらず、上院が同意しない場合は、法案は不成立に終わる。上院の同意を要しない法律については、上院は、下院が可決した法案に対して異議を申し立てることができる。上院が過半数により異議を申し立てた場合は、下院の総議員の過半数による議決で、上院が 3 分の 2 により異議を申し立てた場合は、下院の 3 分の 2 かつ総議員の過半数による議決で、下院は上院の異議を覆すことができる（基本法第 77 条）。

福祉の各分野から各 1 人）であり、各職能団体により選出される。

⁵⁸ 地理的、歴史的かつ利害関係の点からまとまっている 22 の選挙区に全国が分割される。1 つの自治体が 1 つの選挙区を構成している場合は、当該自治体議会の議員が、複数の自治体が 1 つの選挙区を構成している場合は、自治体議会が選出した代表が、それぞれ各選挙区における選挙人団を構成する。

⁵⁹ 議席配分の過程で、定数 598 を超える議席が発生し、当該選挙に限り、議員数を増加させることがある（超過議席・調整議席）。2013 年の選挙の結果、議員数は 631 人となった。

⁶⁰ 有権者は 2 票有し、第 1 票を小選挙区候補者に、第 2 票を政党の州名簿に投票する。①まず、定数 598 を、人口に応じて各州に配分する。各州に配分した議席を、各州の各党の第 2 票の得票数に応じて各党に配分する。ただし、小選挙区の当選者数が各党への配分議席を上回る場合は、小選挙区の当選者は全て当選となる（超過議席）。②連邦全体の各党の第 2 票の得票数に応じて、各党に議席を配分する。この際、各党の配分議席が①で算出された議席数を下回ることがないよう、①で算出された各党の議席数の合計に一定の議席を加えた上で配分する（調整議席）。その後、連邦全体の各党の配分議席を、各州の各党の第 2 票の得票数に応じて各州に配分する（当該州における小選挙区当選者の数以上の議席となるように配分する）。各州の各党の配分議席から当該政党の小選挙区当選者の数を差し引いた数だけ州名簿の上位から当選する。阻止条項があり、全国で 5%以上の得票又は小選挙区で 3 議席以上獲得した政党が議席配分の対象となる。

⁶¹ 憲法に相当する。

⁶² 各州が有する表決権は 3 票から 6 票とされ、人口規模が一定程度考慮に入れられているが、完全な人口比例とはなっていない。これは、人口の多い一部の州によって上院の意思決定が左右されないようにしたためであるとされる。岩崎 前掲注(19), pp.125-127, 181.

8 フランス

下院は、定数が 577 人で任期は 5 年、解散があり、小選挙区 2 回投票制⁶³である。上院は、定数が 348 人で任期は 6 年、3 年ごとに約半数改選となる。上院は、概ね各県を単位とした選挙区であり、下院議員、州議会議員、県議会議員、市町村議会の代表等を選挙人団とする間接選挙である⁶⁴。上院の選挙時には、選挙がある選挙区とない選挙区に分かれる。例外として、国外在住のフランス人の代表である 12 議席については、在外フランス人議会の公選議員が選挙人団を構成する。

憲法は、上院を地方公共団体の代表を確保する院と位置付け、間接選挙によると規定している（憲法第 24 条第 4 項）。

法案について、各院 2 回の審議を経ても両院の意思が不一致の場合（政府が促進手続の適用を求め、両院の議事協議会が一致して反対しない場合は、各院 1 回の審議を経ても不一致の場合）には、首相が、又は議員提出法案の場合は両院議長も共同で、両院協議会の開催を要求することができる。両院協議会を経ても法案が成立しない場合、政府は、各院 1 回の審議の後に、下院に対して最終的な議決を要求することができる（憲法第 45 条）。

9 ベルギー

下院は、定数が 150 人で任期は 5 年、解散があり⁶⁵、非拘束名簿式比例代表制⁶⁶である。原則として州単位の大選挙区 11 区（定数 4～24 人）から成る⁶⁷。上院は、定数が 60 人である。連邦⁶⁸を構成する共同体・地域議会による間接選挙により、50 人を選出する⁶⁹。これ

⁶³ 選挙区ごとに、1 回目の投票で、有効投票総数の過半数かつ登録有権者数の 4 分の 1 以上の票を獲得した候補者が当選する。そのような候補者がいない場合は、登録有権者数の 12.5%以上の得票者（該当者が 2 人未満の時は、上位 2 人）が 1 週間後の 2 回目の投票に進出し、比較多数を獲得した候補者が当選する。1 回目の投票で過半数の得票をした候補者がいなければ、2 回目の投票が行われるため、投票者の多数の同意を得られる候補者を選出することができる。大山礼子『フランスの政治制度 改訂版』東信堂、2013、pp.140-141。

⁶⁴ 市町村議会の代表が、選挙人団の 95%を占めるとされる。フランス上院ウェブサイト（英語版） <http://www.senat.fr/lng/en/senators/the_senatorial_elections.html>

⁶⁵ 下院の選挙は、欧州議会選挙と同時にされる。下院が解散された場合、新たに選出された議員の任期は、下院解散後最初の欧州議会選挙の日を超えないとされている。

⁶⁶ 有権者は、1 票を選挙区単位の政党名簿又は政党名簿の候補者に対して投票する。候補者に対する投票については、政党名簿に登録されている候補者の数まで選択することができる。各選挙区の政党名簿への投票数と、当該名簿の候補者へ投票が行われた票の数を合算することにより得られる政党の得票に応じて、選挙区ごとに、各政党に議席を配分する。各政党名簿について、（当該選挙区での政党の得票数÷（獲得議席+1））を基に得られる当選基数に達する得票をした候補者が当選する。得票がこの当選基数に達しない候補者に対しては、名簿登載順に政党名簿等に対する票を配分し、当選基数に達したら当選する。この配分には、政党名簿等に対する票の半分が充てられる。残余の議席がある場合は、候補者の得票順に当選する。阻止条項があり、選挙区での得票率が 5%以上の政党が議席配分の対象となる。

⁶⁷ 南部フランス語圏の各州の方が、北部オランダ語圏の各州より選挙区ごとの定数が少ないため、相対的に比例性が低いとされる。Kris Deschouwer, *The Politics of Belgium*, 2nd ed., Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2012, pp.114, 128-129.

⁶⁸ ベルギーは、オランダ語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体の 3 つの共同体、及び、フランドル地域、ワロン地域、ブリュッセル首都地域の 3 つの地域から構成される連邦制国家である。各共同体と各地域は、オランダ語共同体とフランドル地域が、フランス語共同体及びドイツ語共同体とワロン地域が、それぞれ地理的に対応している。自治体国際化協会編『ベルギーの地方自治』自治体国際化協会、2010.2, pp.5-6. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j31.pdf>>

⁶⁹ オランダ語共同体とフランドル地域の共通の議会により 29 人、フランス語共同体議会により 10 人、ワロン地域議会により 8 人、ブリュッセル首都地域議会のフランス語グループにより 2 人、ドイツ語共同体議会によ

らの議員が、さらに 10 人の議員を選出する⁷⁰。共同体・地域議会が選出した議員の任期は、当該共同体・地域議会の任期による。これらの議員がさらに選出した 10 人の議員の任期は、下院議員の任期による。

憲法は、下院について比例代表制を採用し（憲法第 62 条第 2 項）、各選挙区の人口に比例した定数配分を規定している（憲法第 63 条）。上院については、共同体・地域議会ごとの選出人数等、間接選挙の詳細を規定している（憲法第 67 条等）。

①下院の専権に属する法案（後述の②及び③以外の法案）は、下院のみの可決で成立する（憲法第 74 条）。②両院対等の法案（地域・共同体に関する法案、政党財政や選挙費用に関する法案、上院の組織に関する法案等。憲法第 77 条）は、両院の意思が不一致の場合、一致するまで両院間を往復する。③下院が優越する法案（思想・信条に対する差別を防止する法案等）は、上院により修正されても、最終的に下院の議決による（憲法第 78 条）。

おわりに

本稿で取り上げた 16 か国について、両院の選出方法を比較すると、下院の選挙制度は小選挙区制や比例代表制等、各国ごとに多様な制度設計がなされているものの、直接選挙という大枠では共通しており、上院の選出方法に、より大きな相違が存在する。上院については、直接選挙を採用する国、直接選挙を中心としつつも一部に間接選挙を取り入れている国、もっぱら間接選挙や任命制度等による国と様々である。そのような多様性の中でも多くの国に通覧される特徴として、典型的には連邦制における各州同数の議員の選出等、憲法に基づいて、連邦の構成主体や単一国家の地域に配慮した選出方法が見られる。

両院の権限関係については、上院が直接選挙による場合、州代表の性格を有する連邦制の上院であれば、概ね両院は対等であるが、単一国家においては、下院が優越する国も見られる。上院が間接選挙や任命制度等による場合は、多くの国において下院が優越する。

本稿で取り上げた 16 か国を比較するだけでも、その採用している選挙・任命制度等は多岐にわたり、両院それぞれの選挙・任命制度等に応じて、両院の権限関係も様々に規定されている。選挙制度の検討に際しては、両院双方の選挙制度の在り方を踏まえ、両院の権限関係も視野に入れて議論することが求められよう。

り 1 人が、それぞれ任命される。

⁷⁰ オランダ語共同体とフランドル地域の共通の議会により任命された 29 人の上院議員が 6 人を、フランス語共同体議会、ワロン地域議会及びブリュッセル首都地域議会のフランス語グループにより任命された 20 人の上院議員が 4 人を、それぞれ任命する。

<諸外国の選挙制度一覧>

【上院議員を主に直接選挙により選出する国】

国名	下院			上院		
	定数	任期	議員の選出方法等	定数	任期	議員の選出方法等
アメリカ	435人	2年	単純小選挙区制(一部の州で小選挙区2回投票制)	100人	6年	単純小選挙区制(一部の州で小選挙区2回投票制) ※2年ごとに約3分の1ずつ改選。
イタリア	630人	5年	主に拘束名簿式比例代表制(全国単位のプレミアム付き)	315人(公選部分)	5年	主に拘束名簿式比例代表制(州単位のプレミアム付き) ※別途終身議員がいる。2015年1月現在6人。
オーストラリア	150人	3年	選択投票制	76人	6年(一部の議員を除く)	単記移譲式比例代表制 ※原則3年ごとに半数改選。
スイス	200人	4年	主に自由名簿式比例代表制	46人	4年	直接選挙(選出方法は州ごとに異なる)
スペイン	350人	4年	主に拘束名簿式比例代表制	266人	4年	主に制限連記制による直接選挙208人+自治州議会による選出58人
チェコ	200人	4年	非拘束名簿式比例代表制	81人	6年	小選挙区2回投票制 ※2年ごとに3分の1ずつ改選。
ポーランド	460人	4年	非拘束名簿式比例代表制	100人	4年	単純小選挙区制

【上院議員を間接選挙・任命等により選出する国】

国名	下院			上院		
	定数	任期	議員の選出方法等	定数	任期	議員の選出方法等
アイルランド	166人(次回総選挙から158人)	5年	単記移譲式比例代表制	60人	5年	職能別選挙43人+大学別選挙6人+首相による任命11人

国名	下院			上院		
	定数	任期	議員の選出方法等	定数	任期	議員の選出方法等
イギリス	650人	5年	単純小選挙区制	なし	終身（一部の議員を除く）	聖職貴族26人＋一代貴族677人＋世襲貴族86人 計789人 ※2015年2月現在。請暇中の議員等を除く。
オーストリア	183人	5年	非拘束名簿式比例代表制	61人	不定（各州議会議員の任期による）	各州議会による選出
オランダ	150人	4年	非拘束名簿式比例代表制	75人	4年	州議会議員による選出
カナダ	308人（次回総選挙から338人）	4年	単純小選挙区制	105人	終身（75歳定年）	首相の推薦に基づき総督が任命
スロベニア	90人	4年	主に非拘束名簿式比例代表制	40人	5年	職能別選挙18人＋自治体議会の議員又は代表による選出22人
ドイツ	598人（超過議席・調整議席あり）	4年	小選挙区比例代表併用制	69人	不定（各州政府の在任期間による）	各州政府が州政府構成員を議員に任命
フランス	577人	5年	小選挙区2回投票制	348人	6年	下院議員、州議会議員、県議会議員、市町村議会の代表等から成る選挙人団による選出（一部の議員を除く） ※3年ごとに約半数改選。
ベルギー	150人	5年	非拘束名簿式比例代表制	60人	共同体・地域議会の任期又は下院議員の任期による	共同体・地域議会による選出50人＋共同体・地域議会により選出された議員による選出10人